

令和5・6年度 建設工事関連業務入札参加資格審査申請書  
【測量・建設コンサルタント等】記入要領  
〈西予市〉

申請書は、エクセルの行・列の追加削除を行わないでください。文字が印刷に収まらない場合にはセルの幅を広げて使用してください。

1 申請書表紙

- (1) 「受付番号」欄は、記入しないでください。
- (2) 「法人番号」欄は、法人の場合、13桁の法人番号(※)を記入してください。個人の場合は記入の必要はありません。  
(※) 行政手続における特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号。
- (3) 申請事務担当者欄には、申請書の内容に係る問い合わせに対応できるご担当者をご記入ください。
- (4) 「申請要件確認」欄は該当するものに☑を入れてください。申請を行うためには、チェックが入っていることが必要です。

(参考)

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(抜粋)

(一般競争入札の参加者の資格)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 申請書様式その1

- (1) 申請日現在で記入してください。
- (2) 様式左上の「○」の中には商号又は名称の頭文字を「ひらがな」で記入してください。  
(例:「株式会社市役所測量設計」→「し」、「西予コンサルタント株式会社」→「せ」)
- (3) 商号又は名称欄のふりがなは、漢字以外の表記部分(アルファベット、カタカナ、ひらがな等)についても、「ひらがな」で記入してください。※法人種別(株式会社等)は、ふりがな不要。  
(例:「SEIYO設計株式会社」→「せいよせっけい」)
- (4) 「西予市電子入札用業者ID」欄は、西予市から取得しているID番号(16桁)を記入してく

- ださい。取得していない場合は、「取得前」と記入してください。
- (5) 様式右上の「業種区分」欄は、西予市から業務の発注を希望する業種区分に○印を付けてください。
- (6) 「総職員数」欄は、申請時点における職員数（パート、アルバイト等を除く常勤の職員数）を記入してください。
- (7) 「技術職員数」欄は、総職員数のうち、技術系の業務に従事している者の数を記入し、そのうち建設コンサルタント業務に従事する技術士の実数を「(うち技術士数)」欄に記入してください。
- (8) 「希望業務」欄は、西予市から業務の発注を希望する業務の欄に○印を付けてください。  
また、「その他」欄に○印を付けた場合は、『希望業務「その他」の内容』欄に、その業務内容を具体的に記入してください。
- ※ 「測量業務」における「測量一般」、「地図の調整」及び「航空測量」、「建築関係建設コンサルタント業務」における「建築一般」並びに「不動産鑑定」については、それぞれ、測量法（昭和24年法律第188号）第55条、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条、不動産鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録がなければ希望することはできません。
- (9) 「登録部門」欄は、次のとおり登録している場合、該当欄に○印を付けてください。
- 測量 : 測量法第55条第1項
  - 建築関係建設コンサルタント業務 : 建築士法第23条第1項
  - 土木関係建設コンサルタント業務 : 建設コンサルタント登録規程第2条第1項
  - 地質調査業務 : 地質調査業者登録規程第2条第1項
  - 補償関係建設コンサルタント業務 : 補償コンサルタント登録規程第2条第1項
- (10) 「登録部門」欄に○印を付けた場合、それぞれの登録事業ごとに登録番号と登録年月日を記入してください。
- (11) 「有資格者等職員数」欄は、該当する資格の欄にそれぞれ有資格者の人数を記入してください。  
また、1人が複数の資格を有している場合にもそれぞれ該当する欄に記入してください。  
なお、技術士については、一つの登録部門で同一人が当該建設部門と総合技術管理部門の両方の資格を有している場合は当該登録部門について実数の1人として数え、「総合技術管理部門（建設一般）」のように、複数の登録部門に充てることができる技術士については主な従事部門1つのみにカウントしてください。
- (12) 「入札・契約等に係る権限を委任する支店・営業所等」欄は、委任状を提出し、入札・契約等にかかる権限を委任する営業所等について記入してください。

### 3 申請書様式その2

「西予市に測量・建設コンサルタント等に係る入札参加資格審査申請書を提出し、又は提出を予定している系列会社の状況」欄は、該当する系列の企業（親・子会社）の有無について、該当するものに☑を入れてください。「有」の場合、(1)又は(2)に記入し、申請者の役員のうち、(1)又は(2)に記入した企業の役員を兼任している場合は(3)に記入してください。

なお、ここで記入する系列会社とは、「西予市発注の建設工事及び建設工事に係る業務委託における系列会社の同一入札への参加制限について」に規定する系列会社のことをいいます。

### 4 測量等実績調書

当該様式下欄の記載要領に基づき、直前2年間の主な業務について記載してください。

### 5 技術者経歴書

当該様式下欄の記載要領に基づき、作成してください。

なお、申請者が建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務を希望し、かつ登録業者であるときは、各登録規程による現況報告書の写しの提出があれば、当該業種に係る「技術者経歴書」の提出を省略することができます。

### 6 事業所確認

西予市外に本店があり、入札・契約等に係る権限を、西予市内の支店・営業所等に委任する場合にのみ、記入してください。

※該当ない場合は記入（添付）不要です。

### 使用印鑑届

「使用印」欄は入札・契約等に用いる印を、「実印」欄は、法人の場合は法務局に登録している印鑑を、個人の場合は実印を押印してください。

**(別紙) 誓約・確認書**

西予市に個人住民税の納税義務のある従業員の雇用の有無にかかわらず、必ず提出してください(個人事業主も含む。)。印鑑証明書と同じ印鑑(実印)を押印してください。

※西予市に個人住民税の納税義務のある従業員を雇用しており、特別徴収を実施していない事業主は、特別徴収切替の手続きをお願いいたします。

〈個人住民税の特別徴収について〉

個人住民税の特別徴収とは、事業主(給与支払者＝特別徴収義務者)が、所得税の源泉徴収と同様に、従業員(給与所得者＝納税義務者)に毎月支払う給与から個人住民税(市町村民税・県民税)を徴収(天引き)して、従業員の居住している市町村に納入する制度です。

地方税法第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、給与を支払う事業者は、原則として特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をすることとなっています。

**【個人住民税の特別徴収に関する問い合わせ先】**

西予市 総務部 税務課 市民税係

電話：0894-62-6401(直通)